

保育料を改定

平成17年4月実施

本年3月「町田市保育料問題懇談会」は、「利用者負担率25%は、当面は超えてはならない上限の水準である」とする最終報告書をまとめた。現行保育料の利用者負担率は、21・3%と都下26市で20位の水準にありますが、保育所運営費は増大する一方で、今後も待機児童解消に向けた保育園の新増設や多様な子育て支援策に対応しなければなりません。このほど市では、平均6%増の保育料改定案を議会に提案し、可決成立しました。改定の実施は、平成17年4月からです。

市民の皆さんのご理解をお願いします。

子育て支援課 ☎724・2138

保育料改定の考え方

市内の認可保育園は9月現在44か所、0歳から就学前までの乳幼児を4291人保育しています。保育所運営に要する総事業費は、国基準保育所運営費(8時間保育などの施設最低基準の経費)とこれを補うための東京都・町田市の加算運営費(11時間開所・延長保育・職員配置の充実などの経費)に分けられます。保育料は、国基準保育所運営費の一部を負担していただく受益者負担金です。

これまで市は、1996年の「町田市保育料問題研究会」の報告書の指標を尊重し、補助金算出のため定められた国基準保育料の50%以下を市の保育料としてきました。しかし、保育料は応益負担を基本原則としているにもかかわらず、保育コストに対してどの程度の負担となるのか分りずらいとの指摘があり、「町田市保育料問題懇談会」(以下「懇談会」という)は、利用者負担率(一人平均の国基準保育所運営費に対する一人平均の保育料の割合)25%を上限とする指標を示しました。グラフ1の上段は、昨年度の一人平均の国基準保育所運営費を

もとにご利用者負担率25%をモデル化したものです。

利用者負担率は、保育単価と利用者世帯の所得税額の増減に大きく影響されますが、1989年度に29・4%でピークとなり、1996年度改定時に24・8%、2000年度には減税の影響により19・0%、さらに2001年度には保育単価の改正があり17・8%までに低下しました。昨年度は、保育料改定があり、21・3%になりました。内訳は、一人平均の国基準保育所運営費7万313円、一人平均の保育料1万4998円でした(グラフ1の下段)。

1996年度は43億3513万円、2003年度は63億5501万円で46・6%増加し、国基準保育所運営費も1996年度は21億1427万円、2003年度は35億3261万円で、67・1%増加しています。財政の厳しい現状で利用者負担率が低下することは、町田市加算の保育事業を圧迫し、待機児童の解消計画や新しい子育て支援策の実施に支障が生じることに

もなります。このため、市は、「懇談会」の示した指標を踏まえ段階的、定期的に保育料を見直しを行います。今回は、平均改定率6・0%、一人当たり平均900円の増額とする改定を平成17年4月から実施します。

改定のあらまし

保育料は、主に前年分の所得税の額によって決められています。改定後の保育料は、左表のとおりです。

今回は、応益負担の原則を徹底させるために、様々な改定をしています。

3歳児区分の設定
3歳児と4・5歳児とは職員配置基準に1・5倍の差があり、保育コストは、月額7500円の格差があります。このため、コストに応じた保育料を負担していた

です。階層区分の変更
所得税額70万円以上の世帯に対しては、保育コストの大部分を負担するべきとの「懇談会」の提言があり、今回の改定では、所得税最高税額を100万円以上から85万円以上とし、D階層を20階層とします。

また、C階層では、所得税が非課税で市民税の所得割がある世帯を所得割税額5000円で2つの階層に区分しますが、これは、この階層の利用者負担率が都下各市と比較し、低いからです。ただし、固定資産税による加算は、廃止されます。

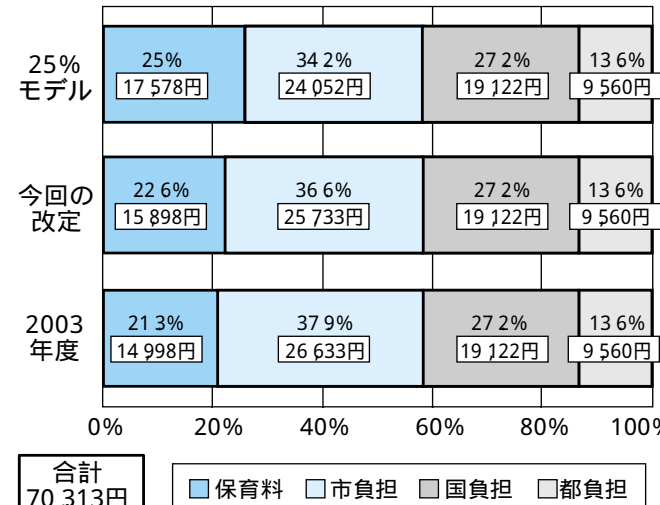
同一世帯で2人以上を保育園に預けている場合は、年長の子の保育料を5割低減します。この変更で該当の世帯では、改定前より保育料が低くなる場合もあります。ひとり親等世帯の軽減拡充
所得税が非課税で市民税課税が

町田市保育料徴収基準額表 2005年4月1日改定 (月額)単位:円

階層区分	定義	徴収金基準額(児童単位)								
		3歳未満児			3歳末			4歳以上児		
		1人	2人	3人以上	1人	2人	3人以上	1人	2人	3人以上
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B-1	ひとり親世帯等、市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B-2	ひとり親世帯等を除き、市町村民税非課税世帯	1,300	1,200	130	1,200	1,200	120	1,200	1,200	120
C-1	ひとり親世帯等、均等割のみ課税されている世帯	2,700	1,350	270	2,200	1,200	220	2,200	1,200	220
C-2	ひとり親世帯等を除き、均等割のみ課税されている世帯	2,900	1,450	290	2,300	1,200	230	2,300	1,200	230
C-3	ひとり親世帯等で、所得割が課税されている世帯	3,400	1,700	340	2,700	1,350	270	2,700	1,350	270
C-4	ひとり親世帯等を除き、所得割5,000円未満の世帯	3,600	1,800	360	2,800	1,400	280	2,800	1,400	280
C-5	ひとり親世帯等を除き、所得割5,000円以上の世帯	3,800	1,900	380	3,100	1,550	310	3,100	1,550	310
D-1	A階層を除き前年分の所得税課税世帯で、5,000円未満	4,500	2,250	450	4,300	2,150	430	4,100	2,050	410
D-2	5,000円以上20,000円未満	6,600	3,300	660	5,700	2,850	570	5,500	2,750	550
D-3	20,000円以上40,000円未満	9,700	4,850	970	7,200	3,600	720	6,900	3,450	690
D-4	40,000円以上60,000円未満	13,100	6,550	1,310	9,400	4,700	940	9,000	4,500	900
D-5	60,000円以上80,000円未満	15,700	7,850	1,570	11,200	5,600	1,120	10,700	5,350	1,070
D-6	80,000円以上110,000円未満	18,700	9,350	1,870	13,600	6,800	1,360	12,400	6,200	1,240
D-7	110,000円以上140,000円未満	21,400	10,700	2,140	15,200	7,600	1,520	13,900	6,950	1,390
D-8	140,000円以上170,000円未満	24,100	12,050	2,410	17,100	8,550	1,710	15,600	7,800	1,560
D-9	170,000円以上200,000円未満	27,600	13,800	2,760	19,200	9,600	1,920	17,500	8,750	1,750
D-10	200,000円以上240,000円未満	30,200	15,100	3,020	20,900	10,450	2,090	19,000	9,500	1,900
D-11	240,000円以上280,000円未満	32,600	16,300	3,260	22,500	11,250	2,250	20,500	10,250	2,050
D-12	280,000円以上320,000円未満	35,100	17,550	3,510	23,900	11,950	2,390	21,800	10,900	2,180
D-13	320,000円以上360,000円未満	37,400	18,700	3,740	25,400	12,700	2,540	23,100	11,550	2,310
D-14	360,000円以上400,000円未満	39,600	19,800	3,960	27,000	13,500	2,700	24,600	12,300	2,460
D-15	400,000円以上440,000円未満	41,700	20,850	4,170	28,600	14,300	2,860	26,000	13,000	2,600
D-16	440,000円以上480,000円未満	43,900	21,950	4,390	30,200	15,100	3,020	27,500	13,750	2,750
D-17	480,000円以上520,000円未満	46,400	23,200	4,640	31,900	15,950	3,190	29,000	14,500	2,900
D-18	520,000円以上560,000円未満	48,900	24,450	4,890	33,600	16,800	3,360	30,600	15,300	3,060
D-19	560,000円以上600,000円未満	51,400	25,700	5,140	35,400	17,700	3,540	32,200	16,100	3,220
D-20	600,000円以上850,000円以上	53,800	26,900	5,380	35,400	17,700	3,540	32,200	16,100	3,220

(注1) 入所した児童が同一世帯において複数いる場合の徴収金基準額は、未子の児童にあつては「1人」の徴収金基準額を、未子を除く児童のうち低年齢児の1人にあつては「2人」の徴収金基準額を、その他の児童にあつては「3人以上」の徴収金基準額をそれぞれ適用する(入所した児童が1世帯1人であるときは、「1人」の徴収金基準額を適用する)。(注2) ひとり親世帯等は、保育園入所と生計を同一にする世帯で身体障害者手帳・愛の手帳を持っている方がいる場合も含まれます(ただし、祖父母の場合は、児童の扶養義務者に限りません)。

グラフ1 保育コストの負担者別割合(2003年度実績)



25%モデルは、2003年度実績をもとにした数字で、将来の保育料の金額を定めたものではありません。

ある世帯(C階層)にひとり親等世帯の区分を設け、保育料を軽減します。これにより、所得が増えない世帯でも所得税が増えるため、保育料が高くなる可能性があります。この負担増を緩和するため、D1からD5までの階層の税額の刻みを変更します。控除の一部が廃止されましたが、税額の刻みの変更
今年度、所得税法の配偶者特別

健康メモ

肩こりに潜む病気

人間の体は構造的に肩こりになりやすく、しかも肩こりのベースとなる老化現象を避けて通ることができません。しかしこれらの条件は誰もが同じはずなのに、肩こりになる人とならない人がいるのは一人ひとりの生活習慣や生活環境、また、隠れた病気が大きく関わっていることもあります。

自覚症状として肩こりを訴える人のうち、実際に治療をしている人が62・3%、その内訳は、市販薬の服用が28・1%、整体や鍼灸などの民間療法が20・8%、医療機関への通院が7・7%となっています。つまり肩こりを感じる人の4人に1人は何らかの治療を必要としているといふことです。

ひとくちに肩こりといっても、特に心配のないものもあれば、肩こりの背後に重大な病気が隠れている場合もあります。肩こりで整形外科を訪れる人の病因のほとんどは頸椎椎間板ヘルニアや変形性頸椎症などの首に関する病気です。しかし中には心臓や肝臓などの内臓の病気の他、目、耳、鼻、こころの病気が隠れている場合もあります。このようなケースでは、症状の出方に特徴があるので、そこを見極めることが大切です。たとえば内臓の病気が原因の肩こりには、「痛む場所が漠然としてはっきりしない」「姿勢や動作と関係なく痛みが起る」「痛み方や、痛む時間がランダム」といった特徴があります。いずれにせよ、肩こりや痛みを一つのシグナルとして、いろいろな病気を疑ってみる必要があります。いつも肩こりだから大丈夫とか忙しいから病院へ行くのはちよつとなどと素人判断をすると、取り返しつかない段階まで症状が進んでいたということにもなりかねません。

肩こりを治療する場合、その原因が明らかでないならまず病院を受診して、原因や病気を特定してもらうことをおすすめします。

創作歌劇 照手姫

相模原市制50周年記念

日時 11月13日(土)・14日(日)午後3時

会場 グリーンホール相模大野

大ホール

入場料 大人5000円・学生3000円・高校生以下(6歳以上)1000円

交通 小田急線相模大野駅から徒歩5分

問才ペラ照手姫公演実行委員会事務局(相模原市民文化財団内) ☎042・749・2205